「江差町住宅リフォームプレミアム商品券事業」
解説版 Q and A

R3.4.

Q １：リフォーム工事費の支払いに住宅リフォーム商品券を使えますか？

Ａ １：使えます。その場合、完了実績報告書（別記様式第７号）の添付書類の一つが請求書の写しとなります。

Q ２：住宅に太陽光発電システムを設置する予定です。購入対象になりますか？

Ａ ２：なりません。ただし、太陽熱回収設備工事でしたら対象となります。

Q ３：介護保険法に基づく居宅介護住宅改修工事及び介護予防住宅改修費、並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく住宅改修工事（以下：居宅介護住宅改修工事等）を予定しています。購入対象になりますか？

Ａ ３：原則、江差町住宅リフォームプレミアム商品券事業と併給はできません。ただし、工事費が20 万円（居宅介護住宅改修工事等の支給限度基準額）を超える場合については、購入対象となります。その場合の購入対象金額は、工事費から20 万円を差し引いた金額となります。詳細については、ご相談下さい。

Q ４：電球をＬＥＤに交換します。購入対象になりますか？

Ａ ４：なりません。補助対象のリフォームは、町内建設業者にて工事を伴うものとしています。ＬＥＤ照明器具への交換工事でしたら購入対象となります。

Q ５：リフォームと一緒に家電、家具、敷き絨毯、カーテンも新しくします。購入対象になりますか？

Ａ ５：家電、家具、敷き絨毯、カーテン類は、備品となり購入対象になりません。
ただし、工事を伴う絨毯（グリッパ工法等で固定されたもの）でしたら購入対象となります。

Q ６：傷みの激しい屋根、外壁を部分的に改修します。購入対象になりますか？

Ａ ６：なります。ただし、１０万円以上の工事が対象です。

Ｑ ７：トイレを汲取り式から水洗式にします。購入対象となりますか？

Ａ ７：なります。下水道接続工事、浄化槽設置工事も対象です。ただし、受益者負担金及び受益者分担金については購入対象経費とはなりません。詳細については、ご相談下さい。

Ｑ ８：この江差町住宅リフォームプレミアム商品券支援事業はいつまで継続するのですか？

Ａ ８：令和３年度（今年度）で終了予定です。

※その他、対象となるかどうか知りたい方は、気軽にご相談ください。

問合せ先：江差町役場建設水道課都市計画係　電話０１３９-５２-６７１４（直通）